

第4章 結果の報告

1 支払基金への報告

社会保険診療報酬支払基金（国）への実績報告を行う際に、国の指定する標準的な様式に基づいて報告するよう、大臣告示（平成20年厚生労働省告示第380号）及び通知で定められています。

実績報告については、特定健診データ管理システムから実績報告用データを作成し、健診実施年度の翌年度11月1日までに報告します。

第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

市民の理解のもと、主体的な取り組みを促進し、計画を実効性のあるものとしていくため、関係者や関係機関へ冊子を配布し、また、市広報誌「広報いしがき」やホームページなどを通じて、実施計画の内容の公表・周知に努めます。

第6章 特定健康診査以外の健診との関係

1 介護保険法に基づく生活機能評価

介護保険法に基づき、65歳以上で生活機能の低下があるもの（特定高齢者候補者）を抽出するために行う生活機能チェック（問診）を、特定健診と同時に実施できるように調整します。

2 75歳以上の後期高齢者を対象とした長寿健診

後期高齢者医療保険の被保険者に対しても、後期高齢者の利便性を考慮し、特定健診と同時に長寿健診が受診できるように調整します。

3 生活保護受給者に対する健康診査

各医療保険に属さない生活保護受給者に対しては、健康増進法に基づき健康福祉センターで実施します。

4 がん検診

がん検診は、衛生部門が健康増進法に基づき実施します。特定健診と同時に受診できるようサービスの向上に努めます。